

浜松市公告第291号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成25年3月27日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ハードストック浜松早出  
浜松市中区早出町1682 外

2 変更した事項

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）建物西側 72台

（変更後）建物西側 72台 ※位置のみの変更

②荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）建物西側 170 m<sup>2</sup>

（変更後）建物西側 170 m<sup>2</sup> ※位置のみの変更

③廃棄物保管施設の位置及び容量

（変更前）建物南側 15.0 m<sup>3</sup>

（変更後）建物南東側 15.0 m<sup>3</sup> ※位置のみの変更

（2）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午後8時00分

（変更後）開店時刻 午前6時30分

閉店時刻 午後9時45分

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時15分～午後8時15分

(変更後) 午前6時15分～午後10時00分

3 変更年月日

平成25年11月26日

4 変更する理由

建物設置者及び小売業者を変更して新たに店舗計画を遂行するにあたり、施設の配置及び運営方法について、変更が生じるため。

5 届出年月日

平成25年3月25日